

## 業務概要

### 1 背景

本市は、これまで「容器包装リサイクル法」に基づいて、プラスチック製容器包装を分別品目として収集して資源化している一方、「プラスチック製品」については、令和3（2021）年度では約1.6万tを普通ごみ（可燃ごみ）として収集し、焼却処理してきた。

しかし、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラスチック資源循環法」という。）の施行を受けて、本市においても、プラスチック製容器包装とプラスチック製品を一括して回収し、再商品化を行う「プラスチック資源一括回収事業」を実施することにより、3Rの推進、さらには焼却に伴う温室効果ガスの発生を大きく減らしていく。

一括回収を進めるにあたっては、現在、プラスチック製容器包装を中間処理している浮島処理センター資源化処理施設を利用した「容器包装リサイクルルート」を活用しつつ、プラスチック資源循環法第33条に基づき、リサイクル事業者と連携して国の認定を受けることで再商品化を行う「大臣認定ルート」を併せて活用し、プラスチック製品の分別収集、リサイクルの取組を進めていく。

### 2 要旨

プラスチック資源循環法第33条に基づき、本市が分別収集したプラスチック資源（プラスチック製容器包装及びプラスチック製品を一括で収集したもの）について、「大臣認定ルート」を活用するため、本市が受託業者と連携して再商品化計画を作成して国の認定を受けることで、再商品化計画に基づいて受託者が選別等の中間処理及び再商品化を行うものである。

### 3 契約日及び履行期間

(1) 契約期間：契約日から令和10年3月31日まで

(2) 履行期間：令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

※本市が受託者との連携に係る再商品化計画を作成して国へ認定申請を行い、国からの認定取得後に契約となります。

### 4 搬入予定量

表-1のとおり。

受託者の施設への搬入は、幸区及び中原区内の集積場から収集したものとする。

なお、搬入予定量は推計量であり、気象条件、社会的要因等により変動も考えられるが、臨機に対応するものとする。

表-1 年間搬入予定量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度
プラスチック製容器包装	4,400t	4,586t	4,690t
プラスチック製品	1,080t	996t	1,326t
その他の異物	288t	294t	318t
合計	5,768t	5,876t	6,334t

## 5 プラスチック資源搬入実施日等

### (1) 搬入方法

本市委託収集事業者が、幸区及び中原区のごみ集積場から収集したごみ袋等に入ったプラスチック資源を圧縮式塵芥車（全長 5,350 mm以内、全幅：1,950 mm以内、容積 4 m<sup>3</sup>以上）により、受託者の施設まで運搬し、搬入する。

### (2) 搬入実施日

搬入は、正月（1月1日から3日）を除く、月曜日から土曜日とする。

年間の搬入日は、別紙1「プラスチック資源搬入日程表」のとおりとする。

### (3) 搬入時間

搬入時間は、原則として8：30から17：15までとする。ただし、天候や道路状況等により最終搬入が遅れる場合は、最終搬入車両の受入まで対応するものとする。

なお、年始（1月8日から10日）は例年収集量が多く、通常より搬入台数も多く、かつ搬入時間が遅くなることが想定されるが、臨機に受入対応するものとする。

### (4) 搬入予定台数

24台/日（幸区4台、中原区8台が原則1日2回搬入する）

## 6 新たに分別収集するプラスチック製品の基準

プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き（令和4年1月環境省）に基づき、原材料の全部又は大部分がプラスチックであるプラスチック製品で、一辺の長さが50cm未満の文具類、玩具、収納用品、風呂・洗面用具、台所用品等とし、洗濯ばさみ等の金属が一部使用されているものも対象とする。

## 7 業務内容等

### (1) 計量及び受入

ア 受託者施設内の計量法の基準に適合した計量器により、分別収集物（プラスチック資源）の重量を計量（計量の最小単位は10キログラム）し、記録するものとする。

イ 収集車両が安全に荷下ろしできるような措置を講じるものとする。

ウ 荷下ろしされた搬入物について、選別を行うまで適切に貯留するものとする。

なお、貯留は本市委託業者が搬入したプラスチック資源と他都市や民間事業者から搬入されたプラスチックが混在しないよう、保管場所を分けて管理するものとする。

### (2) 中間処理・保管

ア 全ての工程において、本市委託業者が搬入したプラスチック資源と他都市や民間事業者から搬入されたプラスチックが混同することがないように、設備への投入時間を分けて投入量、処理量等の管理を行うものとする。

イ 機械選別や手選別により、プラスチックと異物に選別するものとする。

ウ リチウムイオン蓄電池が混入していた場合、手選別や磁選機等で取り除くものとする。

エ 分別収集物の再商品化を他の事業所で行う場合、必要に応じて圧縮梱包するなど飛散しないように保管し、行先ごとに管理するものとする。

オ 異物については、可燃物、不燃物に分けて保管するものとする。

カ 再商品化事業者に引き渡す基準適合プラスチック（プラスチック資源のうち、再商品化が可

能なもの)の重量を計測し、記録するものとする。

(3) 再商品化

ア 再商品化計画に基づく物質収支に基づき、再商品化(ケミカルリサイクル又はマテリアルリサイクル)を行うものとする。

イ 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き」に基づく再商品化手法ごとの収率基準及び品質基準を満足するものとする。

ウ 分別収集物の保管場所を分けるとともに、全ての工程において本市と他都市の基準適合プラスチックが混同することがないように、設備への投入時間を分けて投入量の管理等を行うものとする。

エ 再商品化を行った製品を利用事業者へ販売するものとする。

(4) 異物の処理

ア 可燃物は原則本市浮島処理センターで焼却処理することから、受託者が同センターまで運搬するものとする。

なお、この際の搬入手数料は不要とする。

イ 不燃物は原則受託者の責任で処理を行うものとする。

(5) その他

ア 現地確認

本市が受託者によるプラスチック資源の再商品化が適正に実施されていることを確認するために1年に1回程度実施する現地確認に立ち会うものとする。

イ 品質検査

(ア) 分別収集物(プラスチック資源)の品質調査(組成調査)

本市及び指定法人(公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)立ち会いのもと、本市が搬入した分別収集物の品質検査を実施するものとする。

なお、検査に使用するサンプル抽出については、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き」に従うものとする。

(イ) 再商品化製品の品質検査

本市が実施する品質検査に立ち会うものとする。

なお、品質測定は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き」に基づき受託者が実施するものとし、結果を報告するものとする。

ウ 研修

本市委託収集事業者が受託者の施設へ円滑に搬入が出来るよう、履行開始前までに荷下ろし場所や場内の走行経路等について、説明会を兼ねた研修を実施するものとする。

8 施設の稼働停止に伴う対応

受託者施設が定期補修等の計画停止や設備トラブル等の計画外停止における稼働停止時においても、一時保管場所を確保し、全量受入を行うものとする。

また、再商品化する施設の稼働停止時も円滑な再商品化ができるよう、連携する再商品化事業者は常時確保しておくものとする。

## 9 再商品化費用に関する支払方法

(1) 再商品化費用については、本市が①プラスチック製容器包装は小規模事業者負担分、②プラスチック製品は全負担分を受託者に支払うものとする。

なお、プラスチック製容器包装の特定事業者負担分は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会から受託者に支払われるものとする。

(2) 費用の算出方法は、それぞれ次のとおりとする。

なお、処理量は、全体の処理量に分別収集物の組成調査（7(5)ウ(ア)）により得られたそれぞれの比率を乗じて算出するものとする。

なお、算出した金額に、消費税及び地方消費税額を加算するものとする。

① プラスチック製容器包装の再商品化費用

プラスチック製容器包装の再商品化単価×引渡数量×小規模事業者負担分

② プラスチック製品の再商品化費用

プラスチック製品の再商品化単価×引渡数量

プラスチック資源搬入日程表

単位：日

令和7年度 (2025年度)							令和8年度 (2026年度)							令和9年度 (2027年度)									
	日	月	火	水	木	金	土		日	月	火	水	木	金	土		日	月	火	水	木	金	土
4月			1	2	3	4	5	4月				1	2	3	4	4月					1	2	3
	6	7	8	9	10	11	12		5	6	7	8	9	10	11		4	5	6	7	8	9	10
	13	14	15	16	17	18	19		12	13	14	15	16	17	18		11	12	13	14	15	16	17
	20	21	22	23	24	25	26		19	20	21	22	23	24	25		18	19	20	21	22	23	24
	27	28	29	30					26	27	28	29	30				25	26	27	28	29	30	
5月					1	2	3	5月						1	2	5月							1
	4	5	6	7	8	9	10		3	4	5	6	7	8	9		2	3	4	5	6	7	8
	11	12	13	14	15	16	17		10	11	12	13	14	15	16		9	10	11	12	13	14	15
	18	19	20	21	22	23	24		17	18	19	20	21	22	23		16	17	18	19	20	21	22
	25	26	27	28	29	30	31		24	25	26	27	28	29	30		23	24	25	26	27	28	29
6月								6月								6月							
	1	2	3	4	5	6	7		7	8	9	10	11	12	13		6	7	8	9	10	11	12
	8	9	10	11	12	13	14		14	15	16	17	18	19	20		13	14	15	16	17	18	19
	15	16	17	18	19	20	21		21	22	23	24	25	26	27		20	21	22	23	24	25	26
	22	23	24	25	26	27	28		28	29	30						27	28	29	30			
7月								7月								7月							
	1	2	3	4	5	6	7		5	6	7	8	9	10	11		4	5	6	7	8	9	10
	8	9	10	11	12	13	14		12	13	14	15	16	17	18		11	12	13	14	15	16	17
	15	16	17	18	19	20	21		19	20	21	22	23	24	25		18	19	20	21	22	23	24
	22	23	24	25	26	27	28		26	27	28	29	30	31			25	26	27	28	29	30	31
8月								8月								8月							
	1	2	3	4	5	6	7		2	3	4	5	6	7	8		1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14		9	10	11	12	13	14	15		8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21		16	17	18	19	20	21	22		15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28		23	24	25	26	27	28	29		22	23	24	25	26	27	28
9月								9月								9月							
	1	2	3	4	5	6	7		6	7	8	9	10	11	12		5	6	7	8	9	10	11
	8	9	10	11	12	13	14		13	14	15	16	17	18	19		12	13	14	15	16	17	18
	15	16	17	18	19	20	21		20	21	22	23	24	25	26		19	20	21	22	23	24	25
	22	23	24	25	26	27	28		27	28	29	30					26	27	28	29	30		
10月								10月								10月							
	1	2	3	4	5	6	7		4	5	6	7	8	9	10		3	4	5	6	7	8	9
	8	9	10	11	12	13	14		11	12	13	14	15	16	17		10	11	12	13	14	15	16
	15	16	17	18	19	20	21		18	19	20	21	22	23	24		17	18	19	20	21	22	23
	22	23	24	25	26	27	28		25	26	27	28	29	30	31		24	25	26	27	28	29	30
11月								11月								11月							
	1	2	3	4	5	6	7		1	2	3	4	5	6	7		1	2	3	4	5	6	
	8	9	10	11	12	13	14		8	9	10	11	12	13	14		7	8	9	10	11	12	13
	15	16	17	18	19	20	21		15	16	17	18	19	20	21		14	15	16	17	18	19	20
	22	23	24	25	26	27	28		22	23	24	25	26	27	28		21	22	23	24	25	26	27
12月								12月								12月							
	1	2	3	4	5	6	7		6	7	8	9	10	11	12		5	6	7	8	9	10	11
	8	9	10	11	12	13	14		13	14	15	16	17	18	19		12	13	14	15	16	17	18
	15	16	17	18	19	20	21		20	21	22	23	24	25	26		19	20	21	22	23	24	25
	22	23	24	25	26	27	28		27	28	29	30	31				26	27	28	29	30	31	
1月								1月								1月							
	1	2	3	4	5	6	7		3	4	5	6	7	8	9		2	3	4	5	6	7	8
	8	9	10	11	12	13	14		10	11	12	13	14	15	16		9	10	11	12	13	14	15
	15	16	17	18	19	20	21		17	18	19	20	21	22	23		16	17	18	19	20	21	22
	22	23	24	25	26	27	28		24	25	26	27	28	29	30		23	24	25	26	27	28	29
2月								2月								2月							
	1	2	3	4	5	6	7		7	8	9	10	11	12	13		6	7	8	9	10	11	12
	8	9	10	11	12	13	14		14	15	16	17	18	19	20		13	14	15	16	17	18	19
	15	16	17	18	19	20	21		21	22	23	24	25	26	27		20	21	22	23	24	25	26
	22	23	24	25	26	27	28		28								27	28	29				
3月								3月								3月							
	1	2	3	4	5	6	7		7	8	9	10	11	12	13		5	6	7	8	9	10	11
	8	9	10	11	12	13	14		14	15	16	17	18	19	20		12	13	14	15	16	17	18
	15	16	17	18	19	20	21		21	22	23	24	25	26	27		19	20	21	22	23	24	25
	22	23	24	25	26	27	28		28	29	30	31					26	27	28	29	30	31	

: 祝日の搬入日  
 : 休み